

＜定年退職準備と年金をご請求される皆さまへ＞

＜中央ろうきん＞

協賛：一般財団法人 東京労働者福祉基金協会

「セカンドライフ応援セミナー」

※参加費無料 ※予約制(先着順)

のご案内

年金手続き & 受取方法等、丁寧に解説します！

＜品川会場＞

【日時】

2017年10月7日(土)

10:00～13:00 (受付 9:30～)

【場所】

フクラシア品川クリスタルスクエア

【申込締切】

10月4日(水)17:00

※民間企業・公務員共通の内容です。

＜立川会場＞

【日時】

2017年10月21日(土)

①午前の部【民間企業の方へ】

10:00～12:30 (受付 9:30～)

②午後の部【公務員の方へ】

13:30～16:00 (受付 13:00～)

【場所】

中央ろうきん立川支店 会議室

【申込締切】

10月13日(金)17:00

満員御礼!

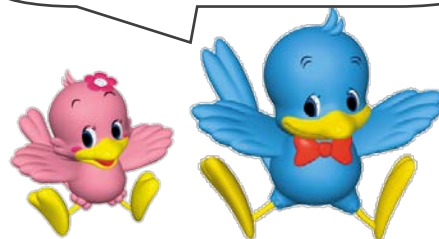
※定員は、品川会場が100名、立川会場が午前の部35名、午後の部35名です。

※お申込締切日は各会場で異なります。また、締切日前でも定員になり次第受付終了とさせていただきます。

セミナープログラム

①	～セカンドライフに備えよう～ 「年金の基礎知識」&「退職後のお金と時間の使い方」
②	＜中央ろうきん＞の各種サービス・制度のご紹介
③	個別相談コーナー開設 (予約者優先／お一人様30分程度)

ご夫婦での参加もOKです！
お気軽にお申込ください！！

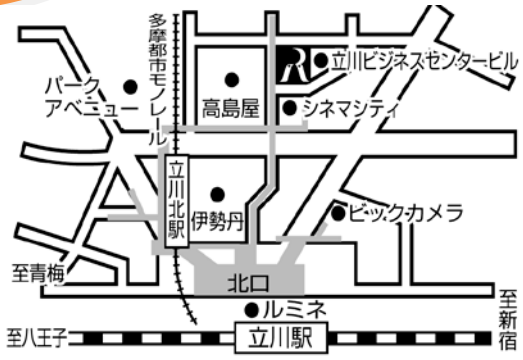


セミナー・個別相談のお申込については、裏面をご覧ください。

会場のご案内

10/7(土)
品川会場

10/21(土)
立川会場



＜品川会場～フクラシア品川クリスタルスクエア会議室 G＞
港区港南 1-6-41 品川クリスタルスクエア 3F

- ・JR「品川」駅 港南口 徒歩 8分
- ・京浜急行「品川」駅 徒歩 8分
- ※駐車場、駐輪場はございません。

＜立川会場～中央ろうきん立川支店会議室＞
立川市曙町 2-38-5 ビジネスセンタービル 3F

- ・JR 中央線「立川」駅 北口 徒歩 5分
- ・多摩都市モノレール「立川北」駅 徒歩 3分
- ※駐車場、駐輪場はございません。

お申込方法

1. お電話で

or

2. FAXで

＜中央ろうきん＞お客様相談デスク
0120-86-6956

＜中央ろうきん＞東京都本部 セミナー事務局
03-5804-2244

ガイダンスが流れましたら、
【3.その他】をお選びください。
(受付時間: 平日 9:00～18:00)

FAX 受付確認のご連絡について
ご選択ください。
 要・ 不要 (注)

※FAXでのお申込みで受付確認希望の方には、後日＜中央ろうきん＞よりご連絡いたします。留守番電話に入れさせていただく場合がございます。平日の日中に連絡可能な電話番号をご記入ください(ボールペンまたはサインペン等でしっかりとご記入願います)。※FAXの送信間違いにご注意ください。※本セミナーではお客様への情報提供と併せて、当金庫取扱商品等の勧誘を行うことがあります。(注)個別相談ご希望の方には、内容確認のご連絡を入れさせていただきます。

お名前	フリガナ	ご同伴者様のお名前 ※ご同伴は1名様まで可	フリガナ
ご住所 (ご本人様)			
ご希望する会場を○印で囲んでください			
① 10/7 品川 ② 10/21 立川【午前の部】 ③ 10/21 立川【午後の部】			
セミナー当日に個別相談をご希望の方は、右の【 】に○印をつけてください ⇒ 【 】			
※相談内容の該当する番号を囲んでください。			
① 年金相談～見込額や記録、制度について ② 退職金運用含む資産運用 ③ 退職時の労金取引のお手続き ④ 雇用保険制度～失業給付等 ⑤ その他()			
ご連絡先	TEL. () [職場・携帯・自宅]	組合名 (お勤め先)	
※平日 9時から17時に連絡可能な電話番号をご記入ください。			

今回ご記入いただきました内容は、下記の利用目的に必要な範囲で利用し、当金庫が責任をもって厳格に管理いたします。なお、当金庫の個人情報取扱方針(プライバシーポリシー)については、店頭またはホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

(中央ろうきん) ホームページ <http://chuo.rokin.com>

【利用目的】

- セミナー申込受付のため
- 上記記載内容に関わる、当金庫の商品・サービスに対するご相談のご希望を受付けるため
- 上記記載内容に関わる、当金庫の商品・サービスのご提案のため
- その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に行なうため
- お客様の所属する当金庫の会員団体(労働組合)との間で、お客様の個人情報を共同利用する覚書を締結している場合は、当金庫と当該の会員団体で共同利用するため